

総務委員会情報連絡

令和2年8月17日

情報連絡事項	頁
(1) 旧野外レクリエーションセンター敷地の一部利用について・・・・・・・・・・	2
(2) 彫刻「オーロラの向かうところ」の廃棄について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3) 旧入谷南小学校解体工事現場における事故について・・・・・・・・・・・・	5

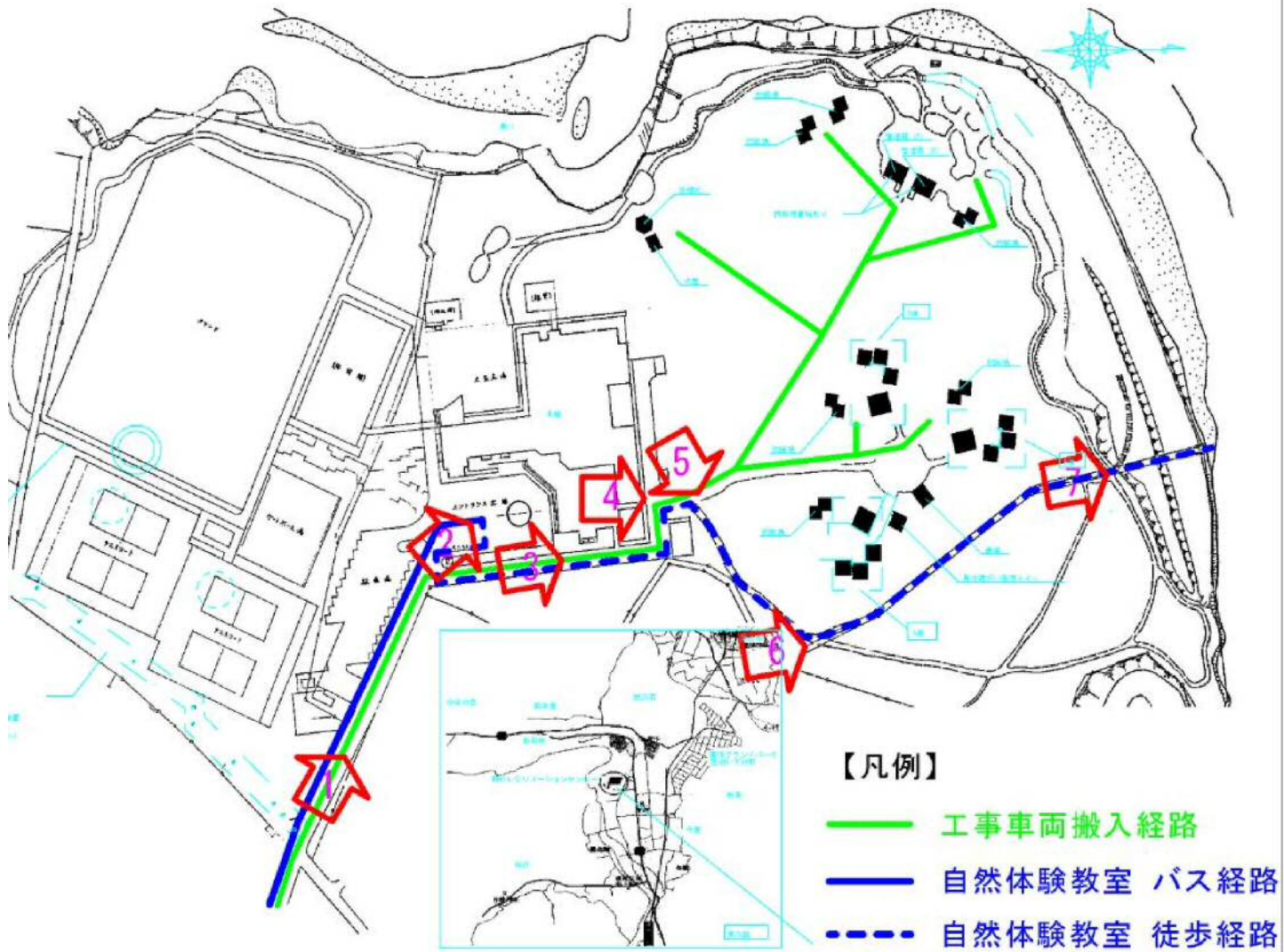
(資産管理部)

総務委員会情報連絡

令和2年8月17日

件名	旧野外レクリエーションセンター敷地の一部利用について
所管部課名	資産管理部 資産管理課
内容	<p>栃木県鹿沼市にある旧野外レクリエーションセンターは現在閉鎖管理中であるが、鹿沼市（以下「市」という。）からの要請を受けて、以下のとおり敷地の一部利用を承認する。</p> <p>1 経緯</p> <p>(1) 旧野外レクリエーションセンターの敷地に沿って流れる黒川の対岸には、市が自然体験交流センター（以下「センター」という。）を設置している。</p> <p>(2) 令和元年台風19号により黒川に大量の流木被害が発生し、これにより大型バス利用者（市の児童生徒等）の導線が損なわれた。復旧工事は今秋以降となる予定である。</p> <p>(3) 旧野外レクリエーションセンター敷地の一部（別図参照）を利用することにより大型バスの転回及びセンター利用者の導線が確保できることから、市からの要請を受けて、これを承認することとする。</p> <p>2 使用期間 令和2年9月から11月末まで</p> <p>3 利用者数（予定） 鹿沼市及び日光市（一部）の小中学生 延べ500人程度</p> <p>4 今後の予定</p> <p>(1) 市と普通財産貸付契約（無償）を締結のうえ、利用期間中の適正管理を依頼する。</p> <p>(2) センター利用者の安全な通行を確保するため、市は必要に応じて導線上繁茂する枝葉の伐採や剪定を行う。</p>
問題点 今後の方針	

鹿沼野外レクリエーションセンター位置図



総務委員会情報連絡

令和2年8月17日

件名	彫刻「オーロラの向かうところ」の廃棄について
所管部課名	資産管理部 庁舎管理課
内容	<p>本庁舎建設当時にアトリウムに設置し、その後、移設保管した彫刻「オーロラの向かうところ」を、作者の死去と保管場所の旧古千谷橋排水場解体に伴い本年度廃棄する。</p> <p>1 経緯</p> <p>(1) 平成8年、新庁舎建設時にアトリウムに設置。</p> <p>(2) 東日本大震災後、災害時のアトリウムの役割を重視し、平成24年にアトリウムを事実上2つに分断していた彫刻を撤去して、旧古千谷橋排水場に移設保管した。撤去・移設の際は作者の立会いと監修の下で行われたが、その際一部が損傷した。</p> <p>(3) 平成24年以降、譲渡先を探したが受け入れ先が見つからなかった。</p> <p>(4) 平成30年に作者が死去。</p> <p>2 経費</p> <p>搬出、運搬、処分費として、約103万円</p> <p>3 今後の予定</p> <p>(1) 法令に従い、令和2年度内に廃棄処分を行う。</p> <p>(2) 旧古千谷橋排水場は令和3年度に解体予定。</p>
問題点 今後の方針	

総務委員会情報連絡

令和2年8月17日

件名	旧入谷南小学校解体工事現場における事故について
所管部課名	資産管理部 営繕管理課
内容	<p>営繕管理課が発注した当該小学校解体工事現場において、附属体育館の屋根の撤去作業中に発生した事故について報告する。</p> <p>1 事故の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和2年6月23日午前11時15分ごろ</p> <p>(2) 事故の経緯 重機による体育館のコンクリート板屋根の撤去作業中に、屋根の一部が敷地北側に落下し、これに干渉した外部足場及び仮囲いの一部が北側道路に崩落した。その際、道路に飛散した足場資材の一部が通行中の区民一人の足に接触し全治一週間ほどの怪我を負わせた（現在怪我はほぼ完治）。なお、当該区民以外に被災者はいない。</p> <p>(3) 現在の状況 工事受注者が足立労働基準監督署からの改善指導並びに区からの改善指示に従って再発防止対策を講じたのち、令和2年8月3日に工事を再開している。</p> <p>2 工事受注者</p> <p>(1) 住所及び名称 足立区平野三丁目22番3号 明世・川口建設共同企業体</p> <p>(2) 契約工期 令和2年3月2日から令和3年3月19日まで</p> <p>(3) 契約金額 308,660,000円（消費税込み）</p> <p>3 事故発生の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事受注者が、工事着手前に当該体育館の屋根部分を構成するコンクリート板と躯体との接続が簡易な構造となっていることを設計図書から十分に把握していなかった。 ・ 作業員が、安全な作業手順及び災害防止対策が不十分なまま、安易な重機操作による撤去作業を行った。

4 足立労働基準監督署及び区の指導・指示等

事故発生日からこれまでの経過について、以下の表のとおり。

凡例 【労】：足立労働基準監督署、【区】：営繕管理課

【現】：現場代理人

日付	種別	指導・指示等
6月23日	【労】	(1) 事故現場を査察 (2) 現場代理人に対し後日監督署へ来所指示
	【区】	(1) 受注者から事故報告書を受理 (2) 受注者に対し工事一時中止通知書を発行 (3) 現場代理人に改善指示書を発行
6月30日	【労】	(1) 現場代理人から事故当日の状況を聴取
	【区】	(1) 受注者から改善報告書の提出があったが、監督署との未協議部分については受理をせず再提出を指示
7月2日	【労】	(1) 受注者に是正勧告書及び指導票を発行 (指導項目) ・ 安全計画の見直し ・ 作業員への作業計画の周知 ・ 安全対策に関する教育の実施
7月7日	【現】	(1) 関係下請負人に対して現場事故再発防止周知会を開催し、安全対策に関する教育を実施 (2) 周知会開催に先立ち、作業の流れ ・ 安全対策を見直し、作業計画書及び手順書を新たに作成
7月8日	【現】	(1) 足立労働基準監督署長あてに是正報告書を提出し、受理される。
7月20日	【区】	(1) 受注者から改善報告書を受理
7月28日 ～ 7月31日	【区】	(1) 被災者及び近隣住民へ「工事再開のお知らせ」を周知 (2) 工事契約入札参加資格者へ「工事現場の安全管理の徹底」を依頼
8月3日	【区】	(1) 受注者に対する工事一時中止要請を解除
	【現】	(1) 工事を再開

	<p>5 再発防止対策</p> <p>(1) 工事現場における安全管理体制の強化 工事受注者からの申し出により、現場代理人を1名から3名体制に増員して当該工事現場の安全管理体制を強化した。</p> <p>(2) 工事再開後における改善策の遵守・徹底 工事受注者に対して、足立労働基準監督署の指導を反映して作成された仮設計画、解体計画及び工程表の遵守と、安全な作業手順と災害防止対策の徹底に対する監督を逐次行っている。</p> <p>(3) 工事現場における危険予知活動（KY活動）実施の徹底 工事受注者に対して、毎朝礼時に予想される災害防止対策の検討及び足場の点検の徹底に対する確認を適宜行っている。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>工事受注者及び職員に対し、危機管理意識を徹底するとともに、工事の着手前から完了まで一貫した安全対策及び災害防止を図りながら工事を進め、事故の再発防止に努めていく。</p>